

## 資料 1

- 部会の設置について … P. 1
- 審議スケジュールについて … P. 3

## 部会の設置について

- 1 茨城県総合計画審議会条例(平成6年茨城県条例第4号)第6条第1項の規定により、審議会に次の部会を置く。
  - (1) 総合部会
  - (2) 人が輝くいばらきづくり専門部会
  - (3) 活力あるいばらきづくり専門部会
  - (4) 住みよいいばらきづくり専門部会
- 2 各部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 3 各部会に専門委員を置く。
- 4 各部会において、調査審議する事項は次表のとおりとする。

部会における調査審議事項

部 会	調 査 審 議 事 項
総合部会	時代の潮流と茨城の特性等、茨城の目指す姿（人口・経済の見通し等を含む。）、茨城づくりの基本方向（基本理念、基本目標）、地域づくりの基本方向、重点戦略、計画推進の基本姿勢、その他計画全般に関する事項
人が輝くいばらきづくり専門部会	学校教育、人材育成、青少年育成、家庭・地域の教育力、男女共同参画、国際理解教育、理科教育、道徳・規範意識、生涯学習、スポーツ振興、芸術・文化振興、障害者・高齢者の社会参画 など
活力あるいばらきづくり専門部会	科学技術、商工・サービス、ものづくり、農林水産業、雇用・就業環境、農商工連携・6次産業化、エネルギー、国際展開、観光振興、地域活性化、広域交通、物流、ＩＣＴ（情報通信基盤）、イメージアップ など
住みよいいばらきづくり専門部会	保健・医療・福祉、生活衛生、少子・高齢化、健康づくり、防犯・治安・安全、防災・危機管理、消費生活、地球温暖化、資源循環（再生可能エネルギー）、環境保全、住環境、生活交通、地域社会活動（ボランティア）、国際化・多文化共生 など

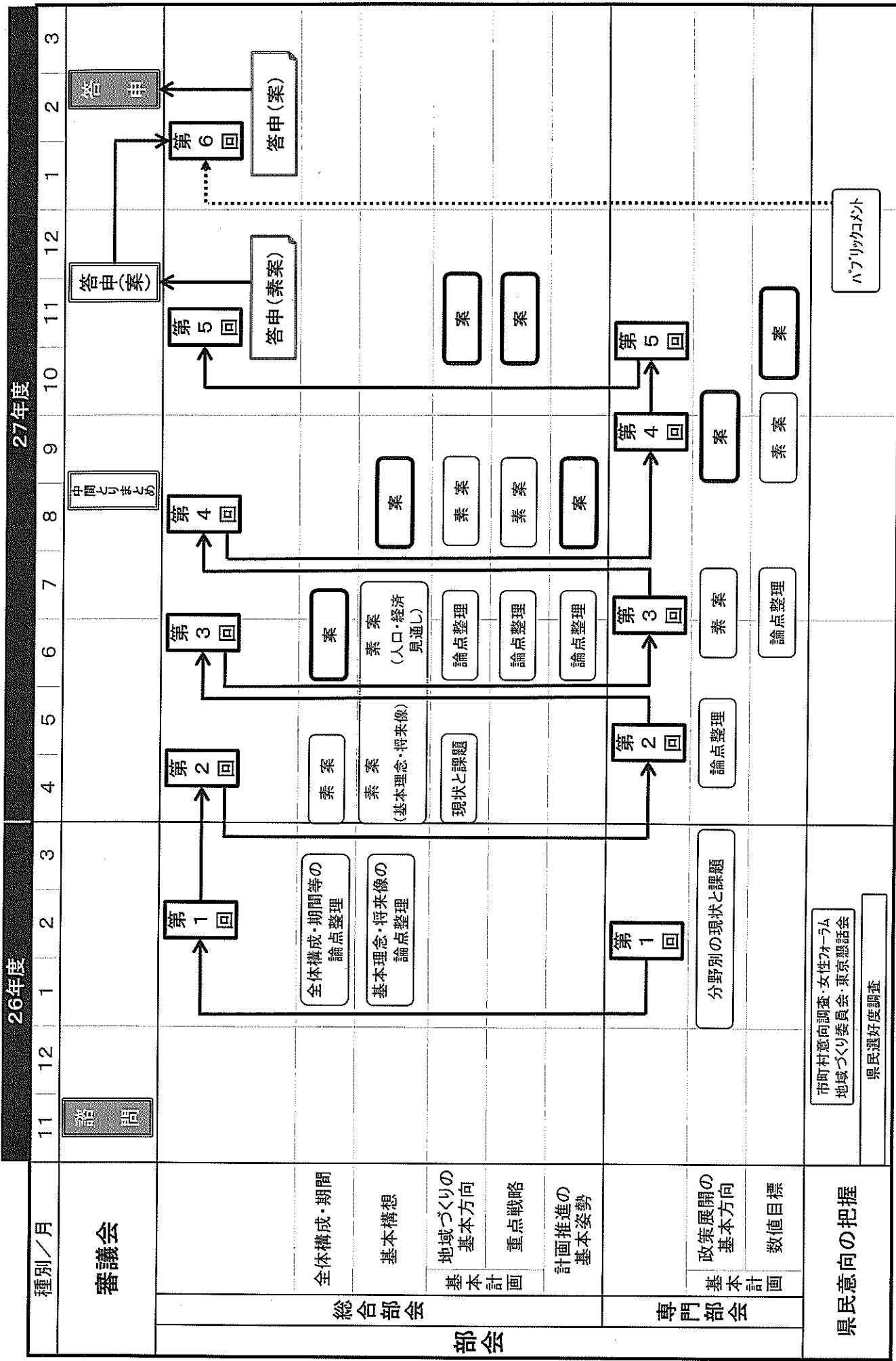
部会に属すべき委員について

(敬称略)

部 会	部会長・副部会長	部 会 委 員
総合部会	◎ 蓮見 孝 ○ 川上 美智子	石田 東生 久野 美和子 中山 俊恵 西野 由希子 藤原 浩 藤原 広行 村田 昌子 横山 博子
人が輝く いばらきづくり 専門部会	◎ 川上 美智子 ○ 中山 俊恵	雨谷 和宏 小川 哲哉 西連寺 節子 西野 由希子 山口 香
活力ある いばらきづくり 専門部会	◎ 石田 東生 ○ 久野 美和子	内山 洋司 館岡 司 西川 壮太郎 根本 経子 藤原 浩 吉岡 鞠子
住みよい いばらきづくり 専門部会	◎ 村田 昌子 ○ 藤原 広行	金森 有子 川上 ヒロ子 小松 満 中崎 妙子 横山 博子

(備考) ◎印は部会長、○印は副部会長である。

## 【茨城県総合計画審議会スケジュール(案)】



※総合部会と専門部会は、それぞれが行う調査審議事項について、相互に意見交換を行ないながら議論を進めるものとする。